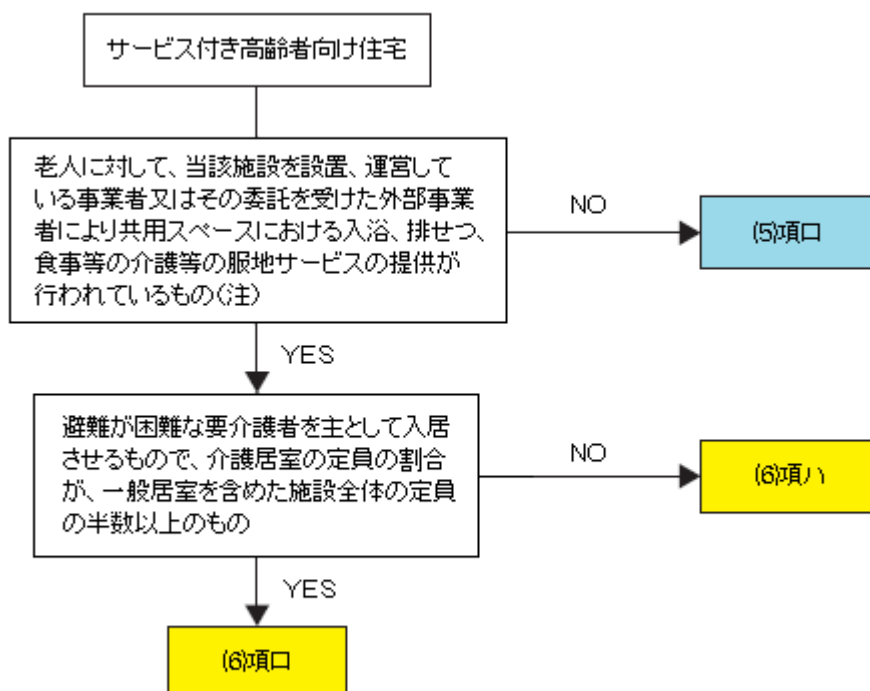


第3章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

- 1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、社会通念、規制目的等を考慮し、防火対象物の使用実態に即して行うこと。(第1-1図参照)

(サービス付き高齢者向け住宅の項の判定の例)



(注) 状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合を除く。

第1-1図

- 2 政令別表第1に掲げる防火対象物の項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、**第1-3表「政令別表第1に掲げる防火対象物の用途の判定基準」**を参考とすること。
- 3 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物の用途にあつては、主たる用途に準じて取扱うことができる。
- 4 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場

合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。

なお、政令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下この項において「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきでないことから、(6)項ロ（又はハ）(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

5 昼と夜で使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

6 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 機能従属（**第1-2図**参照）

政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の区分に応じ、**第1-3表**(A)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(B)欄及び(C)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で、次のアからウまでに該当するもの。

なお、アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、**第1-1表**を参考とすること。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者と、主用途部分の管理権原を有する者が同一であること。

(ア) 「主用途部分」とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

(イ) 「管理権原を有する者が同一である」とは、固定的な消防設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

(イ) 「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一である」とは、従属的な部分が主用途部分の従業者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、**第1-3表**(B)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

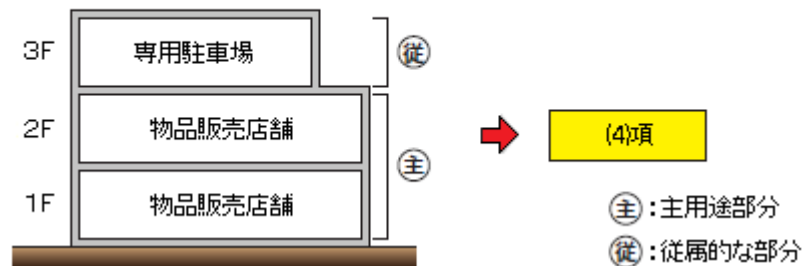
(イ) 「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有する」とは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可分な関係を有するもので、**第1-3表** (C) 欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

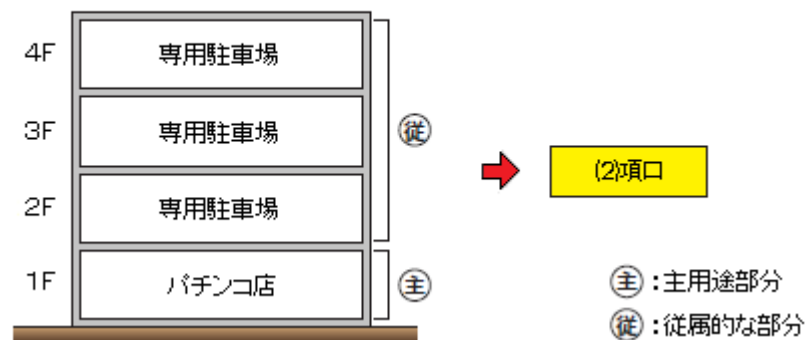
第1-1表

条件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって一般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	<p>従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利権を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。</p> <p>(2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。</p>
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

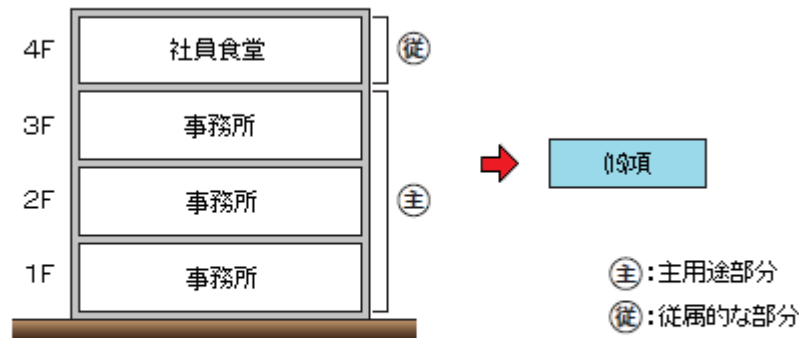
(例1)



(例2)



(例3)



- 従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
- 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
- 従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一

第 1 - 2 図

(2) みなし従属

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積の割合に応じて按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第 1 (2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この項において「(6)項ロ等」という。）を除く。）（第 1 - 3 図及び第 1 - 4 図参照）

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。（第 1 - 5 図参照）

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等以外の場合)



	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途に供される部分	(1)項	2,800m ²	2,800m ² ÷ 3,000m ² ≒ 93%
独立した用途に供される部分	(4)項	200m ²	200m ² ÷ 3,000m ² ≒ 7%
共用される部分	機械室	200m ²	

共用される部分(機械室)をそれぞれの用途の専有面積に応じて按分する。

- ・(1)項 200m² × 0.93 = 186m² → 2,800m² + 186m² = 2,986m² (93%)
- ・(4)項 200m² × 0.07 = 14m² → 200m² + 14m² = 214m² (7%)

○主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上かつ、

○独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m²未満

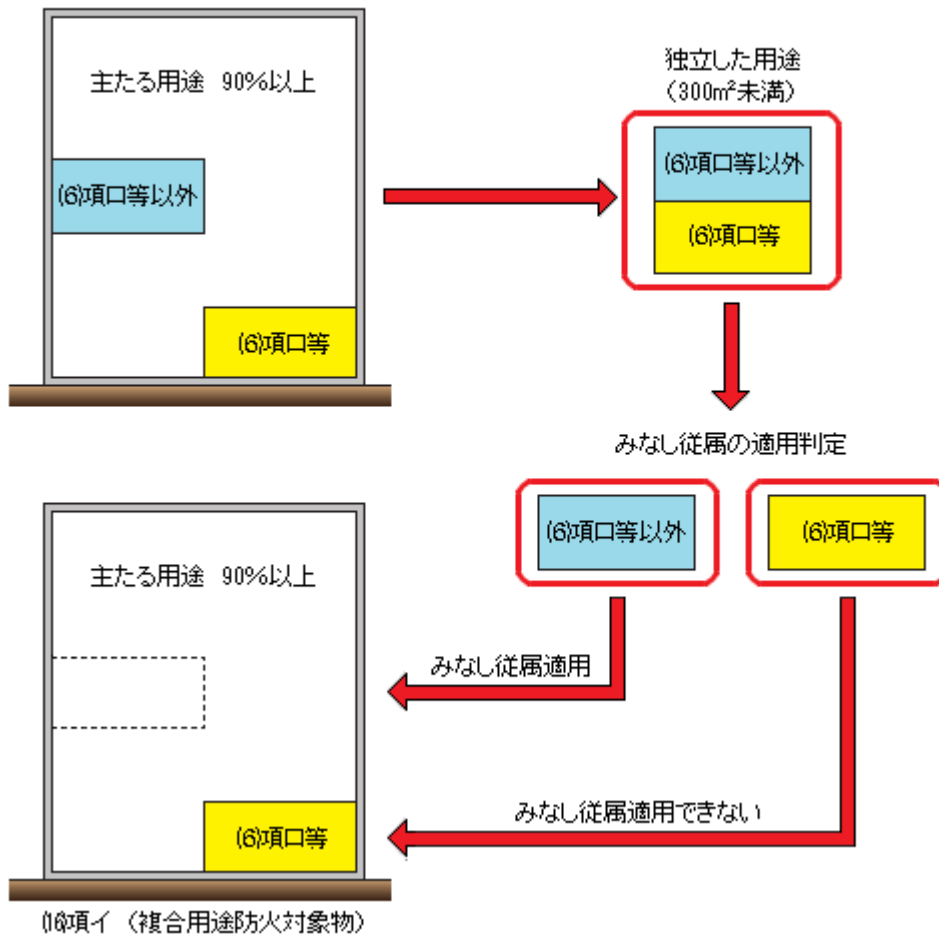
第 1 - 3 図

(「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等の場合)



第 1 - 4 図

(「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に、(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在する場合)



第1-5図

7 複合用途防火対象物の取扱い

政令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること（(6)項口等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。）。（第1-6図参照）

この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分の床面積に応じて按分するものとする。

- (1) 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。
- (2) 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。



	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途部分以外の部分	(5)項口	1,000m ²	1,000m ² ÷ 2,000m ² ≒ 50%
	(1)項	850m ²	850m ² ÷ 2,000m ² ≒ 42%
特定用途部分	(3)項口	150m ²	150m ² ÷ 2,000m ² ≒ 8%

○防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分の床面積の合計が10%未満かつ、
 主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が300m²未満

○(3)項口をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。
 ・(5)項口 1,000m² ÷ 1,850m² ≒ 0.54 → 150m² × 0.54 = 81m²
 ・(1)項 850m² ÷ 1,850m² ≒ 0.46 → 150m² × 0.46 = 69m²

○(5)項口(1,081m²)と(1)項(919m²)の複合用途防火対象物として取り扱う。

第1-6図

8 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあつては、それぞれ区画された部分ごとに前6(2)及び7を適用するものであること。

9 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。（第1-2表参照）

なお、(2)により、一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとなる場合であつて、当該一般住宅の用途に供される部分のみが政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（屋外階段、特別避難階段又は消防庁長官が定める階段を除く。）が1であっても、当該防火対象物は、政令第32条の規定を適用して、政令第21条第1項第7号並びに省令第23条第4項第7号へかっこ書き及び同令第27条第1項第1号の規定の適用を受けないものであること。（第1-8図参照）

(1) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分

の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

- (2) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、2以上の政令別表対象物の用途に供されるときは、一般住宅の用途に供される部分は、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積に応じて按分するものとする。

(第1-7図参照)

- (3) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

- (4) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

なお、「政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計一般住宅の用途に供される部分の床面積とおおむね等しい場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積との差が延べ面積の10%以内であるもの
- イ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積との差が 50 m²以内のもの

第1-2表

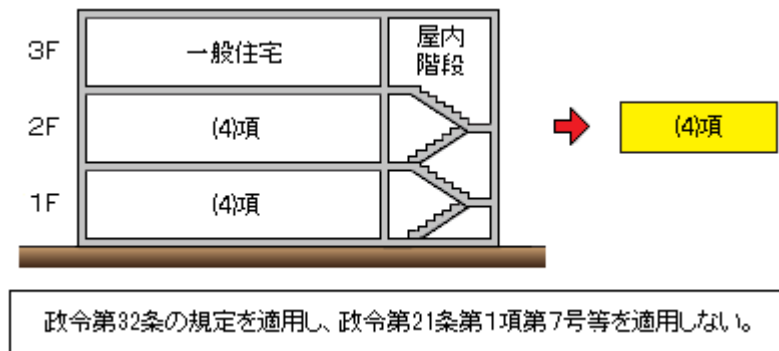
項目		項
(1)	一般住宅 > 政令別表対象物で50㎡以下のもの	一般住宅
(2)	一般住宅 < 政令別表対象物	政令別表対象物
(3)	一般住宅 < 政令別表対象物	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と政令別表対象物の複合用途防火対象物
	一般住宅 > 政令別表対象物で50㎡超のもの	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物
(4)	一般住宅 ≒ 政令別表対象物	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
政令別表対象物	(4)項	100㎡	400㎡	$100\text{㎡} \div 400\text{㎡} = 25\%$
	(1)項	300㎡		$300\text{㎡} \div 400\text{㎡} = 75\%$
一般住宅		100㎡	100㎡	

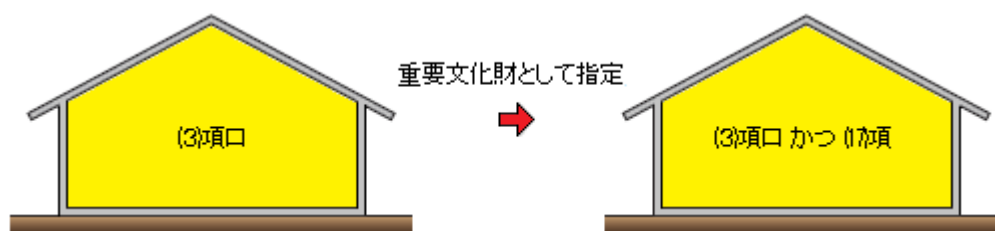
住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。
 ・(4)項 $100\text{㎡} \times 0.25 = 25\text{㎡} \rightarrow 100\text{㎡} + 25\text{㎡} = 125\text{㎡}$
 ・(1)項 $100\text{㎡} \times 0.75 = 75\text{㎡} \rightarrow 300\text{㎡} + 75\text{㎡} = 375\text{㎡}$
 ○(4)項(125㎡)と(1)項(375㎡)の複合用途防火対象物として取り扱う。

第1-7図



第 1 - 8 図

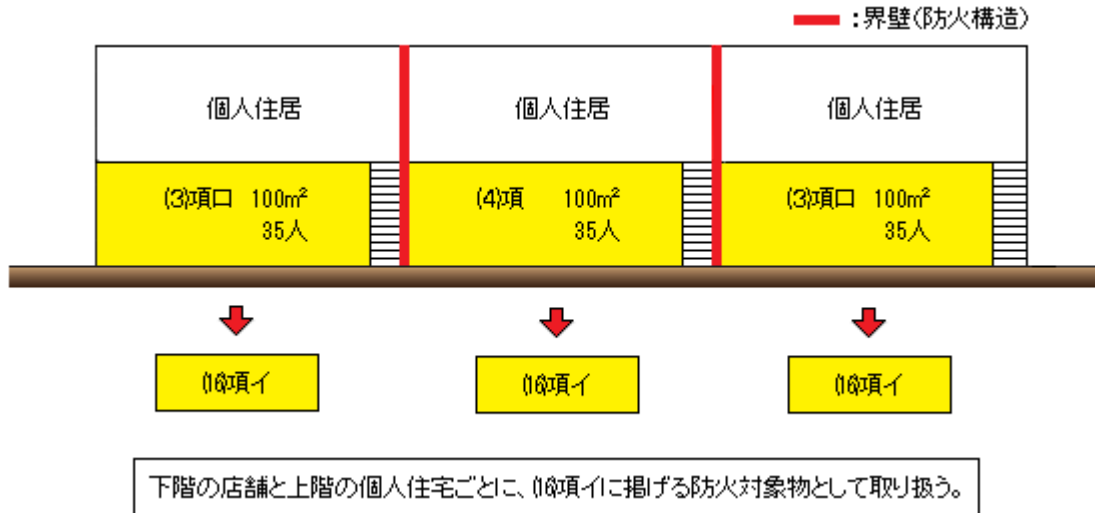
- 10 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物には該当しないこと。
- 11 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける政令別表第 1 に掲げる防火対象物に付随する駐車のために供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、政令別表第 1 (13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。
- 12 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- 13 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- 14 政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。（第 1 - 9 図参照）



第 1 - 9 図

15 長屋式店舗

新築・既存を問わず、界壁が防火構造である長屋式店舗は、各店舗及びその上階の個人住居ごとに一の防火対象物として取り扱うこと。(第1-10図参照)



第1-10図

16 仮設建設物

仮設建設物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。

17 スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のまま、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

なお、スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分を含む防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定を適用されること。

18 休業中の防火対象物

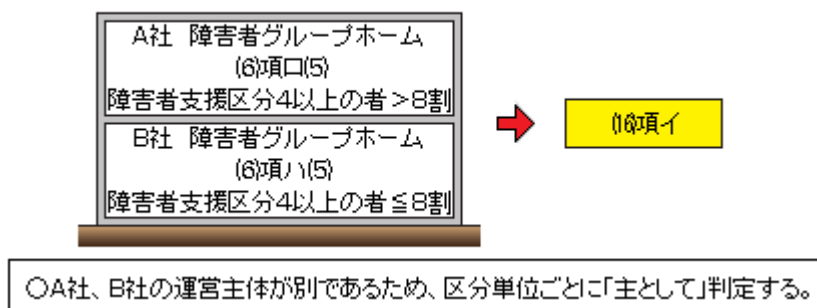
休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けないものであること。

19 区分単位

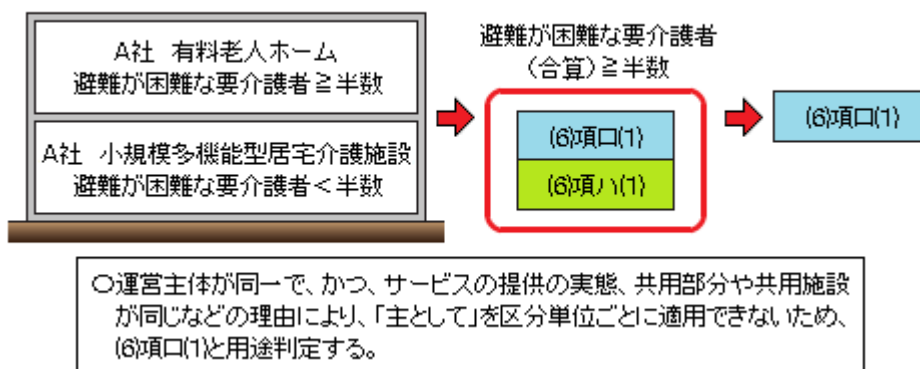
一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合、政令別表第1(6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分が判定できるものは、単に施設名称又は当該用途が存

する階が異なる等の外的要素のみでなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）により、用途区分の判定を行うものであること。（第1-11図参照）

〈例1〉

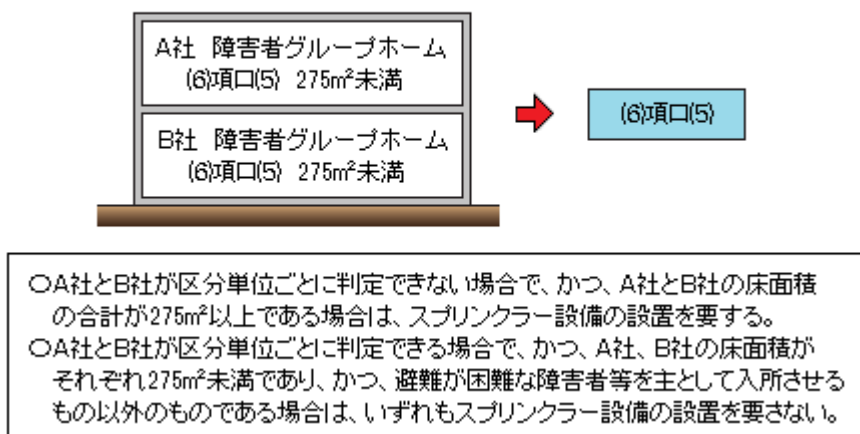


〈例2〉



〈例3〉

○「介助がなければ避難できない者」の区分単位によるスプリンクラー設備の設置単位

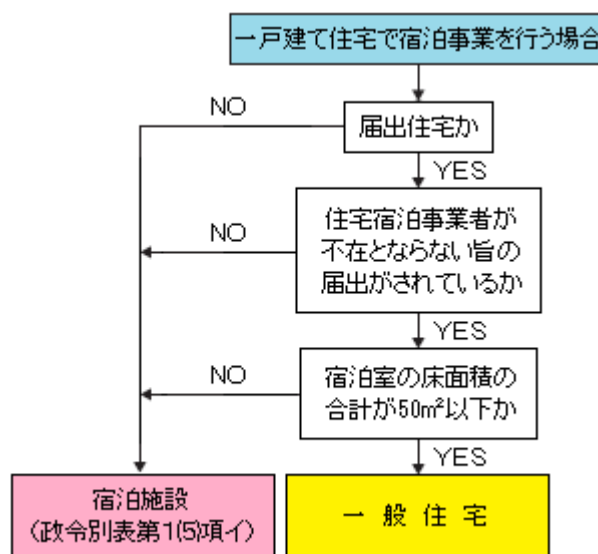


第1-11図

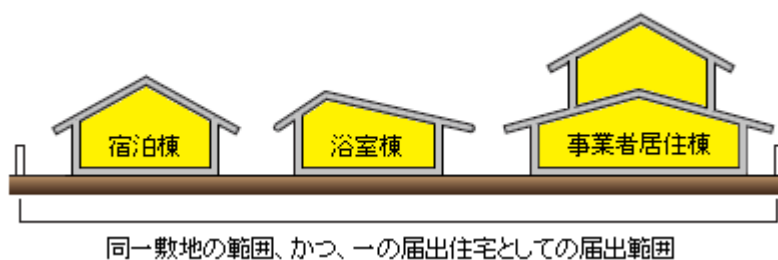
届出住宅（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下この項において同じ。）第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。

- (1) 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下この項において同じ。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 3 項第 10 号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち、住宅宿泊事業法施行規則第 4 条第 4 項第 1 号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が 50 m²以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（消防法第 9 条の 2 に規定する住宅の用途に供される防火対象物（政令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。以下同じ。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が 50 m²を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、政令別表第 1(5) 項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (2) 家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、政令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあつては、棟ごとで家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。（第 1-12 図参照）



○同一敷地内の建築物を一の届出住宅として届出した場合

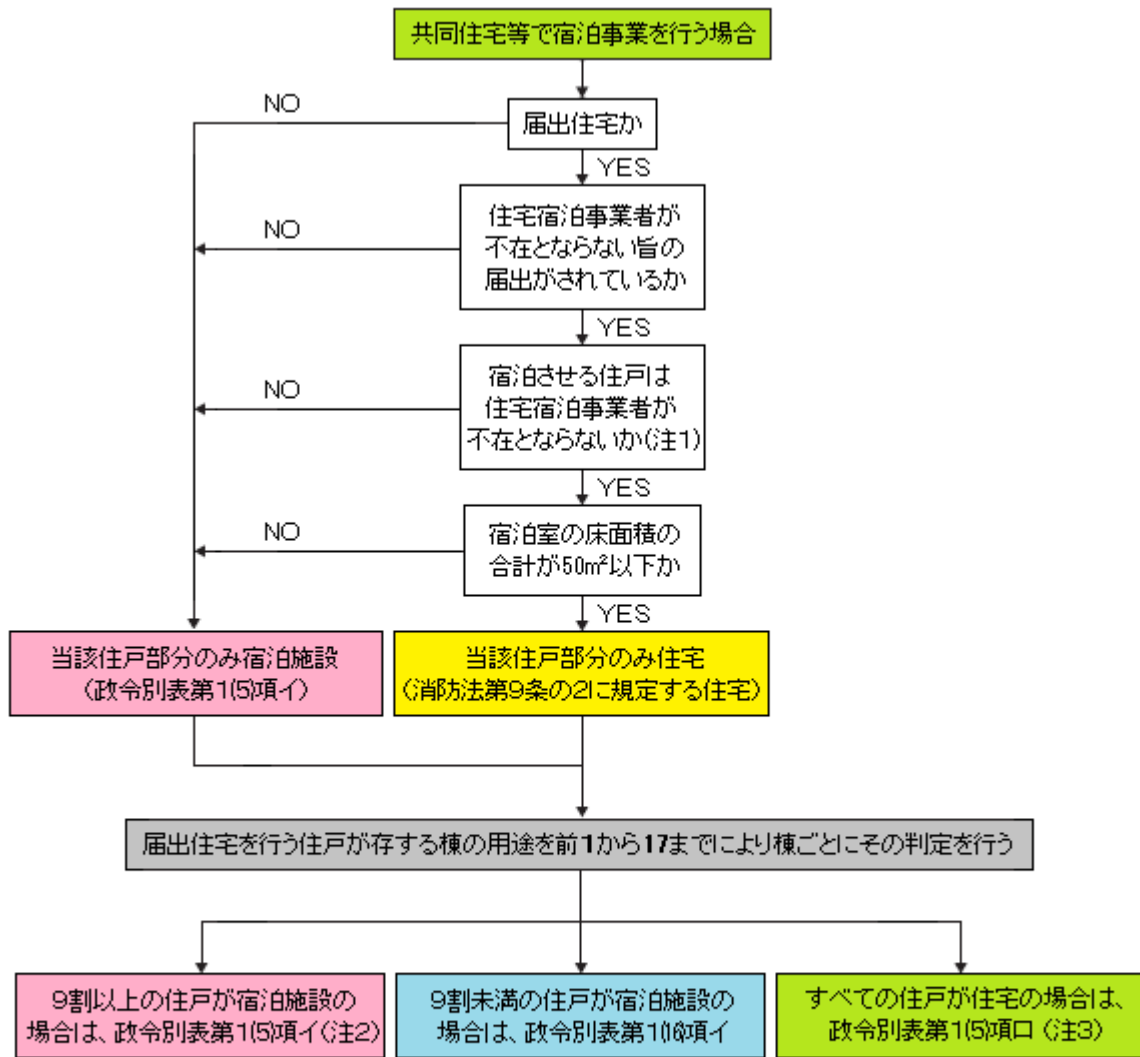


届出範囲の棟	住宅宿泊事業者	宿泊室面積	棟用途
宿 泊 棟	不在となる	100㎡	(5)項イ
浴 室 棟	不在となる	0㎡	(5)項イ
住宅宿泊事業者居住棟	不在とならない	0㎡	一般住宅

第 1 - 12 図

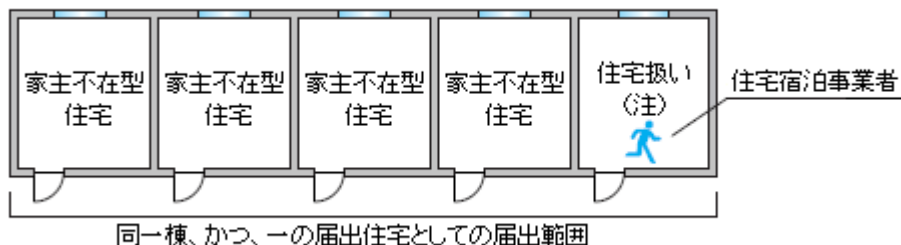
- (4) 共同住宅等（政令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分を判定した上で、前 1 から 17 までにより棟ごとにその用途判定を行うこと。（第 1 - 13 図参照）



- (注1) 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取扱いは、住戸ごとに判断する必要がある。
 (注2) 政令別表第1(5)項イの部分全体が全体の9割以上であっても、共同住宅部分が300㎡以上の場合、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は、政令別表第1(5)項ロとなる。
 (注3) 共同住宅等が長屋である場合は、長屋住宅として取り扱う。

○共同住宅等の複数の住戸を一の届出住宅として届出した場合



(注) 共同住宅等における住宅宿泊事業者が不在とならない旨の取扱いは、住戸ごとに判断すること。

第1-13図

- (5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下この項において「40号省令」という。）を適

用している防火対象物の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該 40 号省令を提要している防火対象物の住戸ごとに判断すること。

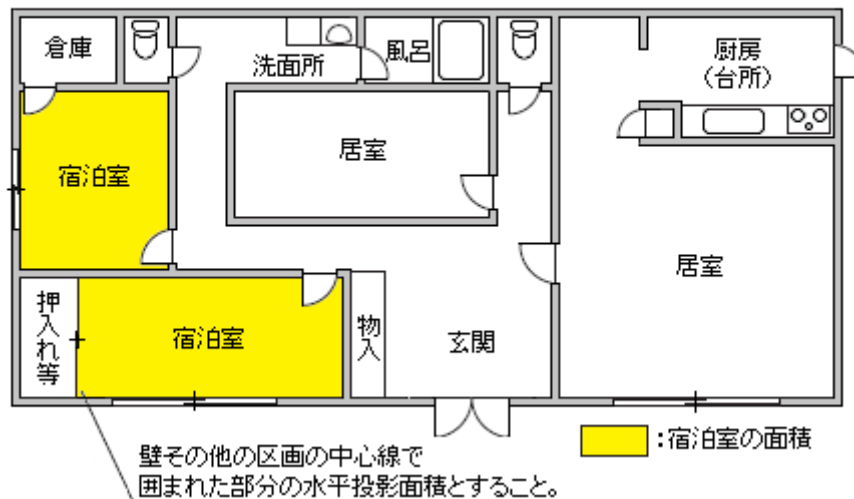
(6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等によって確認できるときは、前(1)から(5)までにより用途判定をするものとする。

(7) 宿泊室の床面積の取扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること。（第 1－14 図参照）

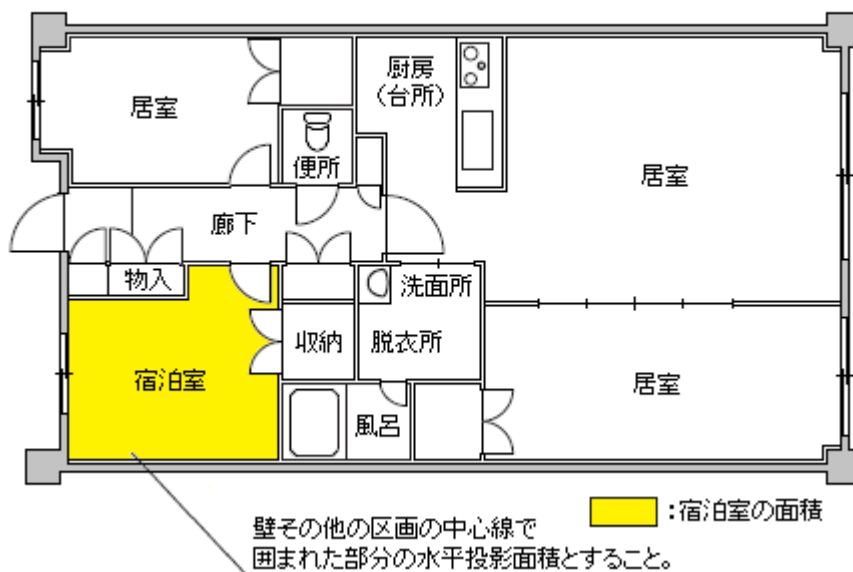
〈例1〉

○戸建て住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



〈例2〉

○共同住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



第 1－14 図

第1-3表

政令別表第1に掲げる防火対象物の用途の判定基準

■特定用途 □非特定用途

■ (1)項イ	興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、若しくは聞かせる施設をいう。	
劇場	主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 (例 文学、歌舞伎、現代演劇、洋舞、ミュージカル等)	
映画館	主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。	
演芸場	落語、講釈、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 (例 寄席、ストリップ等)	
観覧場	スポーツ、見世物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 (例 野球場、相撲場、各種競技場、競馬場、競輪場、拳闘場、体育館等)	
該当用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席、サーカス	
留 意 事 項		
<p>1 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席又は立見席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所等の体育館等で、公衆に観覧させることがないものは、本項に含まれないものであること。</p> <p>5 レストランアター（舞台を設け、演芸等を鑑賞しながら飲食物を提供する施設）等は、(3)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
舞台部、客席、映写室、ロビー、 切符売場、出演者控室、大道具・ 小道具室、衣裳部屋、練習室、舞 台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、専用駐輪場、売店、 食堂、喫茶室、ラウンジ、クロー ク	展示室、プレイガイド、プロダク ション、観覧場の会議室及びホー ル、事務室
この欄に下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日付 消防予第41号、消防安第41号）及び（昭和59年3月29日消防予第54号）」の別表にある項目を示す。（以下同じ。）		

■ (1)項口	集会、会議、社交の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。	
公会堂	原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常、国又は地方公共団体が管理するものをいう。 (例 市民福祉施設、労働会館、市民センター等)	
集会場	集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。	
該当用途例	市民会館、文化会館、公民館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、貸会議室、結婚式場	
留 意 事 項		
<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p> <p>2 公民館とは住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、講堂又は会議室等、図書館、児童館、展示室等、講義室、実験・実習室等、体育・レクリエーション施設、倉庫等を備えたものをいう。</p> <p>3 市民福祉会館とは、住民に対し、社会福祉その他住民生活の維持向上のための場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とし、児童、身体障害者、年金・心配ごと相談、善意銀行の場提供、教養文化、レクリエーション・クラブ活動等の場の提供、会議・結婚式場等の場の提供、その他公民館に準じるサービスを提供するものをいう。</p> <p>4 結婚会館は本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>5 使用者が特定される町内会集会場で、別に定める特例要件に該当する場合は政令第32条を適用し、(15)項に掲げる防火対象物に準じた消防用設備等とすることができる。</p> <p>6 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態のものについては、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>(1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下に、第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(2) 貸事務所ビルの貸会議室で前(1)と同一の管理状態において、テナントが会議の用のみに使用している場合</p> <p>(3) 前(2)と同一の形態による貸会議室において、テナント以外の第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(4) 前(1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並びに管理状態において、特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場合</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
集会室、会議室、ホール、宴会場、舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室、クローク	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場

■ (2)項イ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第3号に規定される、主として洋式の客席に設けて、客席において接待し、又は客にダンスをさせる設備を有するものをいうが、風営法による許可の有無に関係はない。	
キャバレー	主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。	
カフェー	主として洋式の設備を設けて客席において客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいい、バーとも称される。	
ナイトクラブ その他これらに類するもの	主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいい、クラブ、バー、サロン等の名称を用いているものもあるが、その営業実態に応じてキャバレーと区別しなければならない。	
該当用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ	
留 意 事 項		
<p>1 客を接待することは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。</p> <p>2 風営法第2条第1項第5号他に規定する喫茶店、バー等で同法第3条に基づく営業許可を受けたものであっても、客席において客の接待をしないもの又は客にダンスをさせる設備を有しないものは、本項ではなく、(3)項口に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>3 風営法施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は、次によることとされている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客席、ダンスフロア、舞台部、 調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、専用駐輪場、 クローク、事務室	

■ (2)項口	風営法第2条第1項第4号に規定するもの、マージャン屋、パチンコ店、その他の施設を設けて客に射幸心をそるおそれのある遊戯をさせるものをいい、風営法の適用を受けないもの、ボウリング場等も含まれる。	
遊技場	設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボウリング、その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。	
ダンスホール	設備を設けて客にダンスをさせる施設をいい、ダンス教師の指導により客にダンスさせるダンス教習場を含む。	
該当用途例	ボウリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習場、カラオケ施設、碁会所、将棋道場・将棋センター、マージャン屋、屋内アイススケート場	
留 意 事 項		
<p>1 風営法第2条第1項第4号にいう射幸心をそるおそれのある遊戯をさせる施設に限らず、同法の規制を受けないその他の遊戯をさせる施設を含むものであること。</p> <p>2 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。なお、主としてスポーツ的要素の強いテニスコート、ジャズダンス、エアロビクス練習場等は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で、客にダンスを行わせるホール等を有するものをいう。</p> <p>4 洋弓、射的、スロットマシン、バスケットゲーム、その他これらに類する遊技施設は、本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>5 バレエ、日本舞踊教習場、ダンススクール（風営法の適用を受けるダンスホールは除く。）等は、本項ではなく、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>6 バッティングセンター、ゴルフ練習場、水泳教室、観覧席のない温水プール等は(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>7 卓球場等であっても、入会申し込みをして会費を納め、技術的指導を受けるものは、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>8 飲食店の客席に副業的にゲーム機等を置いてあるものは、機能的に従属する用途部分として取り扱うこと。</p> <p>9 ダンスホールの踊場は、おおむね100㎡以上であること。</p> <p>10 ダンス教習所は、その踊場がおおむね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>11 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設（個室においてサービスを提供するものを除く。）をいう。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、談話室、バー	サウナ室、体育館

■ (2)項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。
性風俗関連特殊営業を営む店舗	店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。）
その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	省令第5条第1項に規定する次の1及び2に掲げる店舗をいう。 1 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（風営法第2条第9号に規定する営業を除く。） 2 個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（風営法第2条第6項第2号に規定する営業を除く。）
該当用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオレンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶
留 意 事 項	
<p>1 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出の有無を要件とするものではないこと。</p> <p>2 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1)項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（(2)項ニ）、アダルトショップ（(4)項）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、ソープランド（(9)項イ）等、既に政令別表1(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物の各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）</p> <p>(1) 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第1号）</p> <p>(2) 個室に設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第2号）</p> <p>(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第3号）</p> <p>※ 本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興行の用に供する興行場は、(2)項ニに該当する。</p> <p>※ 風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行場は、次のアからウに掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）第2条）</p> <p>ア ヌードスタジオその他の個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>イ のぞき劇場その他の個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第4号）</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第5号）</p>	

- (6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める次のもの（同項第6号）
- (7) 店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。）（風営令第5条）
- 4 省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。

(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室、待合室、厨房	託児室、専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク	

■ (2)項二	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、総務省令で定めるものをいう。	
カラオケボックス	カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいう。	
総務省令で定めるもの	省令第5条第2項に規定する次の1から3に掲げる店舗をいう。 1 個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 2 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 3 風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため、衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）	
該当用途例	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ、インターネットカフェ	
留 意 事 項		
1 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、比較的開放性の高い間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース（例：立てば見通し可能、扉等無いがカーテン・衝立等あり）も含むものであること。 2 一の防火対象物にカラオケ等を行うための個室を複数有するものは本項に該当するものとして取り扱うが、個室が一しかないものは本項として取り扱わない。 3 個室でビデオ、インターネット、ゲーム、漫画等の書籍の利用サービスを提供するものは本項に該当するものであるが、風営法の届出の有無や名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。 4 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 5 個室ビデオを利用する客以外の人に、ビデオソフトの店外へのレンタル、アダルトグッズを販売する部分がある場合で、管理権原が同一で密接な関係がある場合は、本項の機能的に従属部分として取り扱うこと。ただし、物品販売としての要素や使用頻度が高い場合は、その部分は(4)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。 6 個室形態部分と個室形態でない部分が存する漫画喫茶で、漫画等の書籍を閲覧させる役務を提供することが主たるサービスである場合は、全体を本項として取り扱うこと。 7 店舗型異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（風営法第2条第9項） 8 本項では、風営令第2条第1号に規定する興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において在室する客にその性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供するもの）のうち、映像を見せるものに限定している。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、専用駐輪場、シャワー室	売店

■ (3)項イ	(2)項イに掲げる防火対象物が洋式であるのに対し、和式のものをいう。	
待 合	主として和式の客席を設けて、原則として飲食物の提供をせず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。	
料理店	主として和式の客席を設けて、飲食物を提供するとともに、客に接待するための従業員を有する施設をいう。	
その他 これらに 類するもの	料亭、茶屋、貸席等の名称を用いていても、その実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	
該当用途例	茶屋、料亭、割烹等	
留 意 事 項		
1 一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。		
2 (3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客性の構造が和式であるものをいう。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、 売店、ロビー	

■ (3)項ロ	客席において、専ら飲食物を提供する施設をいい、和式及び洋式を問わない。	
飲食店	(2)項イ又は(3)項イに掲げる防火対象物と類例しているが、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	
該当用途例	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	
留 意 事 項		
1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業を営む」店舗についても、本項に該当するものとして取り扱うこと。		
2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。		
3 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。		
4 仕出しや、飲食店等の看板を掲げたもので、通常は主として宴会、会食等に使用され、結婚式にも使用されるものは、本項に該当するものとして取り扱うこと。		
5 客席の一部に舞台があり、演芸を見ながら飲食できる民謡酒場、レストランシアターは本項に該当するものとして取り扱うこと。ただし、客席においてホステス等が接待するものは(2)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、 託児所、事務室	娯楽室、サウナ室、会議室

■ (4)項	店舗において、客に物品を販売する施設をいう。	
百貨店	百貨店法が廃止された現在は、伝統のある大規模小売店舗を表わす一般的な名称である。	
マーケット	多種類の物品を一の建築物又は工作物内において、集団的な店舗の形態で販売する施設で、共通の出入口及び通路を有する百貨店以外のものをいう。	
展示場	物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	
その他の物品販売業を営む店舗	上記以外の店舗で、物品の販売を行う一般的な店舗が含まれる。	
該当用途例	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、レンタルショップ（貸ビデオ・CD店等）、ショールーム、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	
留 意 事 項		
<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。</p> <p>3 販売を目的とした画廊は、本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>4 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条に規定する中央卸売市場、及び地方卸売市場は(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>5 その他の卸売市場で、せり売り又は入札を原則とし、小売をしないものは(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>6 展示室（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は(15)項に掲げる防火対象物又は主たる用途の従属部分として取り扱うこと。</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの</p> <p>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの</p> <p>7 クリーニング受払所、質店（売場のないもの）は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>8 卸売問屋は、原則として本項に該当するものとして取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、専用駐輪場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室、ビアガーデン、カルチャースクール

■ (5)項イ	旅館業法（昭和23年法律第138号。以下同じ。）第2条に規定する宿泊施設及びこれらに類するものをいう。
旅館	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が和式のものを用いる。
ホテル	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が洋式のものを用いる。
宿泊所	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が多数で共用するように設けられたもので、下宿業以外のものをいう。
その他これらに類するもの	主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。
該当用途例	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリー・マンスリーマンション（旅館業法の適用対象であるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用対象であるもの）、国家戦略特区外国人滞在施設、住宅宿泊事業を行う施設、無料定額宿泊所（宿泊を目的としているもので、日常生活支援住居施設を含む。）、ラブホテル、モーテル、マッサージ・レンタルルーム（副次的に宿泊が可能なもの）
留 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 2 会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても、旅館業法の適用を受けるものは本項に該当するものとして取り扱うこと。 3 事業所等の専用の研修所で、その事業所等の従業員のみを研修する目的で宿泊させる施設であり、旅館業法の適用を受けないものは宿泊所に含まれないものであること。 4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 5 旅館業法の適用対象となる施設（同法第2条第4項に規定される下宿施設を除く。）が本項に該当するものであること。 6 簡易宿泊所とは、ユースホステル、山小屋又はこれらに類するものは簡易宿泊所として本項に含まれるものであること。 7 国家戦略特区外国人滞在施設とは、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に規定する特定認定を受けた施設をいう。 8 住宅宿泊事業を行う施設とは、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（届出住宅）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当しないものは、本項に含まれず、住宅として取り扱うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する、人を宿泊させる間、宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われていないもの (2) 宿泊室（住宅宿泊事業施行規則第4条第4項第1号ト(4)に規定する、宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積が50㎡を超えるもの 9 無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設のうち、入居者が要介護区分1以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず省令第5条第6項に規定するサービスの提供を行っているものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)に掲げる防火対象物として取り扱うこと。 10 官公庁、会社等のホテル、旅館類似の福利厚生施設は本項に該当するものとして取り扱うこと。 11 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項に該当するものとして取り扱うこと。 12 ラブホテル、モーテル又はレンタルルームとは、専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する風営法第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる施設をいう。 	

(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
宿泊室、フロント、ロビー、厨房、 食堂、浴室、談話室、洗濯室、配 膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替 所、旅行代理店、専用駐車場、専用 駐輪場、美・理容室、診察室、図書 室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店 (連続式形態のものを含む。)、 展望施設、プール、遊技室、催物 室、サウナ室

□ (5)項口	次に掲げるものをいう。	
寄宿舎	官公庁、学校、会社等が従業員、学生等を集团的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。	
下宿	1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設をいう。	
共同住宅	住居として用いられる2以上の居室を単位として構成される集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	
該当用途例	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、ゲストハウス（シェアハウス）、無料定額宿泊所（住宅の貸付を目的としているもので、日常生活支援住居施設を含む。）、シルバーマンション、ウィークリー・マンスリーマンション（旅館業法の適用対象でないもの）	
留 意 事 項		
<p>1 共同住宅とは、便所、浴室、台所等が各住戸に存することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。</p> <p>3 1階が長屋式、2階が共同住宅になっている形態のものは、全体として共同住宅として取り扱うこと。</p> <p>4 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p> <p>5 旅館業法の適用のない来客用宿泊室は、本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>6 無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住宅のうち、入居者が要介護区分1以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず省令第5条第6項に規定するサービスの提供を行っているものは、(6)項口(1)又は(6)項ハ(1)に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>7 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けているものは、本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>8 シルバーマンションとは、一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を設ける等、主として高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものをいう。</p> <p>9 ウィークリー・マンスリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものをいう。ただし、シーツ、枕カバーの取替え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては、(5)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、ロビー、面会室	体育室、来客用宿泊室

■ (6)項イ(1)	<p>医療法（昭和23年法律第205号。以下同じ。）第1条の5第1項及び第1条の6第2項に規定するもので、次のいずれにも該当するもの（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。以下同じ。）を有すること。</p> <p>2 医療法（昭和23年法律第205号。以下同じ。）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p>
病 院	<p>医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p>
介護医療院	<p>介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ。）第8条第29項に規定する、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的として、介護保険法第107条第1項の都道府県知事の許可を受けたもののうち、入所定員が20人以上のものをいう。</p>
該当用途例	<p>病院、介護医療院</p>

留 意 事 項

- 1 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」とは、省令第5条第3項に掲げる次の(1)及び(2)による職員の総数及び宿直勤務者を除いた職員数の要件のいずれにも該当する体制を有するものをいう。
 - (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは、2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
 - (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせるものを除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制
- 2 「職員の総数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の数を基準とするものであること。
- 3 「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事する警備員は含まれないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切な対応が可能なのは、この限りではないこと。
- 4 「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいう。
- 5 「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。
- 6 「特定診療科名」とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、省令第5条第4項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。
- 7 2以上の診療科名を標榜する病院であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院として取り扱うこと。
- 8 「療養病床」とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であり、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。
- 9 「一般病床」とは、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。
- 10 診療科名、許可病床数、1日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、結核又は感染症）の確認については、厚生労働省が提供する医療機能情報提供制度【医療情報ネット（次のURLを参照する <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>）】を活用する

こと。

- 11 介護医療院は要介護者であって、長期にわたり療養が必要な者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。
- 12 介護医療院の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）は、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床として取り扱うこと。
- 13 介護医療院が存する病院において、20人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。）を入院（介護医療院にあつては入所。以下同じ）させるための施設を有する場合は病院として取り扱うこと。なお、この場合においては、運営主体、事業形態、医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院及び病院における入院させるための施設数を合算して取り扱うこと。
- 14 病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、それぞれ(5)項口又は(7)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。

(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室

<p>■ (6)項イ(2)</p>	<p>医療法第1条の5第2項及び第1条の6第2項に規定するもので、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）を有すること。</p> <p>2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p>	
診療所	<p>医師又は歯科医師が会衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p>	
介護医療院	<p>介護保険法第8条第29項に規定する要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的として、介護保険法第107条第1項の都道府県知事の許可を受けたもののうち、入所定員が19人以下のものをいう。</p>	
該当用途例	<p>医院、クリニック、介護療養院</p>	
<p>留 意 事 項</p>		
<p>1 「特定診療科名」とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、省令第5条第4項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。</p> <p>2 2以上の診療科名を標榜する診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する診療所として取り扱うこと。</p> <p>3 診療科名、許可病床数、1日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、結核又は感染症）の確認については、厚生労働省が提供する医療機能情報提供制度【医療情報ネット（次のURLを参照するhttps://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize）】を活用すること。</p> <p>4 介護医療院は要介護者であって、長期にわたり療養が必要な者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。</p> <p>5 介護医療院の療養床は、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床として取り扱うこと。</p> <p>6 病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、それぞれ(5)項口又は(7)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	<p>機能的に従属する用途に供される部分</p>	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<p>診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室</p>	<p>食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム</p>	<p>臨床研究室</p>

■ (6)項イ(3)	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）又は医療法第2条第1項に規定する入所施設を有する助産所をいう。	
病 院	医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、4人未満の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	
診療所	医師又は歯科医師が会衆又は特定多数の者のため医業又は歯科医業を行う場所であって、4人未満の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	
助産所	助産婦が公衆又は特定多数人のため、助産業務（病院、診療所において行うものを除く。）を行う場所であって、9人以下の妊婦、産婦又はじょく婦の入所させるための施設を有するものをいう。	
介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的として、介護保険法第107条第1項の都道府県知事の許可を受けたもののうち、入所定員が4人未満のものをいう。	
該当用途例	医院、クリニック、介護医療院、助産所	
留 意 事 項		
1 介護医療院は要介護者であって、長期にわたり療養が必要な者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。		
2 介護医療院の療養床は、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床として取り扱うこと。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室

■ (6)項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。	
病院	医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の収容施設を有するもの。	
診療所	医師又は歯科医師が会衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないものをいう。	
助産所	助産婦が公衆又は特定多数人のため、助産業務（病院、診療所において行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設を有しないものをいう。	
該当用途例	医院、クリニック、助産所	
留 意 事 項		
<p>1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であるため、本項には該当せず、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、灸施術所、柔道整復施術所、マッサージ治療院、整骨院、理美容院等の理療施設は入院施設の有無にかかわらず、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室

■ (6)項口(1)	次に掲げるものをいう。
老人短期入所施設	65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を短期間入所させ、擁護することを目的とする施設をいう。 【老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下同じ。）第 20 条の 3】
養護老人ホーム	65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）第 6 条で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 【老人福祉法第 20 条の 4】
特別養護老人ホーム	65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、擁護することを目的とする施設をいう。 【老人福祉法第 20 条の 5】
軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。 【老人福祉法第 20 条の 6】
軽費老人ホーム（A 型）	軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
軽費老人ホーム（B 型）	軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食など便宜を供与する施設をいう。
ケアハウス	軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。 （例 サービス付高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター） 【老人福祉法第 29 条】
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下同じ。）第 94 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 【介護保険法第 8 条第 27 項】
老人保健施設	疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。 ※ 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 124 号）により削除され、平成 12 年 4 月 1 日時点で現に存する老人保健施設は、介護老人保健施設とみなされることとされた。

<p>老人短期 入所事業を 行う施設</p>	<p>65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を短期入所させ、擁護する事業を行うための施設をいう。 (例 ショートステイ) 【老人福祉法第5条の2第4項】</p>
<p>小規模 多機能型 居宅介護事業 を行う施設 (避難が困難な 要介護者を 主として 宿泊させるもの に限る。)</p>	<p>65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。 (例 小規模多機能ホーム) 【老人福祉法第5条の2第5項】</p>
<p>認知症対応型 老人共同生活 援助事業 を行う施設</p>	<p>65 歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。 (例 認知症高齢者グループホーム) 【老人福祉法第5条の2第6項】</p>
<p>その他 これらに 類する ものとして 総務省令に 定めるもの</p>	<p>次のいずれかのものをいう。 1 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの 2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの (例 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設、お泊りデイサービス、複合型サービス) 【消防法施行規則第5条第6項】</p>
<p>該当用途例</p>	<p>上記に掲げるもの</p>
<p>留 意 事 項</p>	
<p>1 一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等の外形的要素のみでなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位ごとに判定すること。 2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいい、その判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて、要介護者用の居室の定員の割合を確認すること。 3 「要介護者用の居室」とは介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が1以上の者を入居させる居室をいうこと。 4 避難が困難な要介護者であること、認知症等により火災が覚知できないこと等の理由から自力避難困難である者が要介護者の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居しているものについては「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」として取り扱うこと。 5 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次のいずれかの条件に該当することを判断の目安とすること。 (1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。</p>	

<p>(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。</p> <p>6 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの施設に宿泊されるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること。</p> <p>7 サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか一つでも行われているものについては、(6)項に掲げる防火対象物として判断すること。</p> <p>8 前7に該当しないものでも実態により(6)項に掲げる防火対象物として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。</p> <p>9 (6)項口(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>10 高齢者専用賃貸住宅のうち、入浴、排せつ、食事の介助、食事の提供等のサービスを行っているものについては、(6)項口(1)その他これらに類するものとして取り扱うこと。</p>		
	機能的に従属する用途に供される部分	
(A) 主用途部分	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
居室、集会室、機能訓練室、 面会室、食堂、厨房、診療室、 作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室	託児室、美容室、理容室、ティールーム

■ (6)項口(2)	次に掲げるものをいう。	
救護施設	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 【生活保護法（昭和25年法律第144号。以下同じ。）第38条第1項】	
該当用途例	上記に掲げるもの	
■ (6)項口(3)	次に掲げるものをいう。	
乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設をいう。 【児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第37条】	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
特になし		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
居室、集会室、機能訓練室、面 会室、食堂、厨房、診療室、作 業室、浴室、洗濯室、リネン室、 物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娛 楽室	託児室、美容室、理容室、ティ ールーム

■ (6)項口(4)	次に掲げるものをいう。	
障害児 入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第42条】	
福祉型 障害児 入所施設	障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技術の付与を行うものをいう。	
医療型 障害児 入所施設	障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技術の付与及び治療を行うものをいう。	
該当用途例	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	
留 意 事 項		
特になし		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
居室、集会室、機能訓練室、面 会室、食堂、厨房、診療室、作 業室、浴室、洗濯室、リネン室、 物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娛 楽室	託児室、美容室、理容室、ティ ールーム

■ (6)項口(5)	次に掲げるものをいう。	
障害者支援施設 (避難が困難な 障害者等を 主として 入所させるもの に限る。)	<p>障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第2号から第7号に定める「障害支援区分」をいう。以下同じ。）4以上の者が全入所者のおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下同じ。）第5条第11項】</p>	
短期入所 を行う施設 (避難が困難な 障害者等を 主として 入所させるもの に限る。)	<p>居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者のおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項】</p>	
共同生活援助 を行う施設 (避難が困難な 障害者等を 主として 入所させるもの に限る。)	<p>主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者のおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>（例 障害者グループホーム）</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項】</p>	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
<p>1 「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。</p> <p>2 「避難が困難な障害者を主として入居させるもの」とは、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超える場合をいい、その判定に当たっては、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
居室、集会室、機能訓練室、面 会室、食堂、厨房、診療室、作 業室、浴室、洗濯室、リネン室、 物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯 楽室	託児室、美容室、理容室、ティ ールーム

■ (6)項ハ(1)	次に掲げるものをいう。
老人 デイサービス センター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 【老人福祉法第20条の2の2】
軽費 老人ホーム （避難が困難な 要介護者を 主として 入居させるもの を除く。）	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。 【老人福祉法第20条の6】
軽費 老人ホーム （A型）	軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
軽費 老人ホーム （B型）	軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食など便宜を供与する施設をいう。
ケアハウス	軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
老人 福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 【老人福祉法第20条の7】
老人 福祉センター （A型）	無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 （例 老人福祉センター、福祉会館）
老人 福祉センター （B型）	老人福祉センター（A型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 （例 シルバーセンター、いこいの家、老人館）
老人介護 支援センター	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 （例 在宅介護支援センター） 【老人福祉法第20条の7の2】
有料 老人ホーム （避難が困難な 要介護者を 主として 入居させるもの を除く。）	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。 （例 サービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター） 【老人福祉法第29条】

<p>老人デイサービス事業を行う施設</p>	<p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。</p> <p>【老人福祉法第5条の2第3項】</p>
<p>小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。）</p>	<p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上宿泊させるサービスを提供していないものをいう。</p> <p>【老人福祉法第5条の2第5項】</p>
<p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>次のいずれかのものをいう。</p> <p>1 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者の居室の定員が全定員の半数未満であるもの</p> <p>2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないもの （例 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設等）</p> <p>【消防法施行規則第5条第6項】</p>
<p>該当用途例</p>	<p>上記に掲げるもの</p>
<p>留 意 事 項</p>	
<p>1 一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等の外形的要素のみでなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位ごとに判定すること。</p> <p>2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいい、その判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて、要介護者用の居室の定員の割合を確認すること。</p> <p>3 「要介護者用の居室」とは介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が1以上の者を入居させる居室をいうこと。</p> <p>4 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの施設に宿泊されるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること。</p> <p>5 老人デイサービスセンターで生活相談のみを行うものは本項に含まれず、(15)項として取り扱うこと。</p> <p>6 老人デイサービスセンターのうち、宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取り扱う。</p> <p>7 老人福祉センターのうち、宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まず、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>8 老人介護支援センターのうち、宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まず、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>9 サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託・紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか一つでも行われているものについては、(6)項に掲げる防火対象物として判断する</p>	

<p>こと。</p> <p>10 前9に該当しないものでも実態により(6)項に掲げる防火対象物として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室	託児室、美容室、理容室、ティールーム

■ (6)項ハ(2)	
更生施設	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 【生活保護法第 38 条第 2 項】
該当用途例	上記に掲げるもの
留 意 事 項	
特になし	
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	(C) 密接な関係を 有する部分
	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室
	託児室、美容室、理容室、ティールーム

■ (6)項ハ(3)	次に掲げるものをいう。
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 36 条】
保育所	保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設をいう。 ※ 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保育士数に関わらず保育所に含まれるが、住居と兼用しているものは含まれない。 【児童福祉法第 39 条】
認可保育所	保育所のうち、国、県及び市町村が設置するもの又は国、県及び市町村以外のものが児童福祉法第 35 条第 4 項による県知事の認可を得て設置するものをいう。
事業所内保育所	事業者内に設置され、当該事業所の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているものをいう。
院内保育所	事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているものをいう。
ベビーホテル	次の条件のうち、いずれか 1 つ以上該当するもので、他の分類に含まれないものをいう。 1 午後 7 時以降の保育を行っているもの 2 児童の宿泊を伴う保育を行っているもの 3 時間単位での児童の預かりを行っているもの
認定こども園	就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、県知事の認可を受けた施設で幼保連携型こども園以外のものをいう。 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項】
幼保連携型こども園	幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項】
児童養護施設	乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 41 条】
虚弱児施設	身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。 ※ 虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 74 号）により削除され、平成 10 年 4 月 1 日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれがある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第 44 条】

児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他の厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (例 こども家庭支援センター) 【児童福祉法第44条の2】	
一時預かり事業を行う施設	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。 【児童福祉法第6条の3第7項】	
家庭的保育事業を行う施設	乳児又は幼児について、家庭的保育者（市町村長又は特別区の区長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。 【児童福祉法第6条の3第9項】	
その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項口に掲げるものを除く。）とする。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
<p>1 児童養護施設うち、本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設（「地域小規模児童養護施設の設置運営について（平成12年5月1日付け児発489号・厚生省児童家庭局長通知）」中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。）については、本体施設と同じ用途の(6)項ハ(3)に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>2 小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園型小規模グループケア（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について（平成17年3月30日付け児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。）についても、(6)項ハ(3)に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>3 宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まず、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室	託児室、美容室、理容室、ティールーム

■ (6)項ハ(4)	次に掲げるものをいう。	
児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第43条第1項】	
福祉型児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。	
医療型児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。	
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 【児童福祉法第43条の2】	
児童発達支援を行う施設	障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 【児童福祉法第6条の2の2第2項】	
放課後等デイサービスを行う施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。 【児童福祉法第6条の2の2第3項】	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
特になし		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室	託児室、美容室、理容室、ティールーム

■ (6)項ハ(5)	次に掲げるものをいう。
身体障害者福祉センター	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 【身体障害者福祉法（平成24年法律第283号）第31条】
身体障害者福祉センターA型	身体障害者福祉センターのうち都道府県又は指定都市が設置するものをいう。
身体障害者福祉センターB型	身体障害者福祉センターのうち区市又は社会福祉法人が設置するものをいう。
在宅障害者デイサービス施設	障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設をいう。
障害者更生センター	
障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者のおおむね8割以下のものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項】
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項】
福祉ホーム	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 （例 身体・知的・精神障害者福祉ホーム） 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項】
生活介護を行う施設	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための施設をいう。 （例 障害者通所事業所、障害者生活介護事業所） 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項】
短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者のおおむね8割以下のものをいう。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項】

自立訓練事業 を行う施設	<p>障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項】</p>	
	自立訓練 (機能訓練) 事業所	<p>身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p>
	自立訓練 (生活訓練) 事業所	<p>知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p>
就労移行 支援事業 を行う施設	<p>就労を希望する 65 歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項】</p>	
就労継続支援 を行う施設	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項】</p>	
	就労継続 支援 (A型) 事業所	<p>一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p>
	就労継続 支援 (B型) 事業所	<p>一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p>
共同生活援助 を行う施設	<p>地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うための施設をいう。</p> <p>(例 障害者グループホーム)</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項】</p>	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
「避難が困難な障害者を主として入居させるもの」とは、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以上の場合をいい、その判定に当たっては、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分

居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室	託児室、美容室、理容室、ティールーム
--	--------------------	--------------------

■ (6)項二	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下同じ。）に定める幼稚園及び特別支援学校をいう。	
幼稚園	幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 【学校教育法第 22 条】	
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 【学校教育法第 72 条】	
該当用途例	幼稚園、盲学校、ろう学校、養護学校	
留 意 事 項		
1 幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設であれば該当するものであること。 2 盲学校、ろう学校に付属する寄宿舎は、(5)項口に掲げる防火対象物として取り扱うこと。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場	音楽教室、学習塾

□ (7)項	学校教育法第1条に掲げる学校等で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学等をいう。(6)項二に該当する学校は除く。
小学校	心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。
義務教育学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。
中学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。
高等学校	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。
高等専門学校	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。
中等教育学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。
大学	学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。
専修学校	職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 【学校教育法第124条】
各種学校	上記に掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。(他の法令で定めるものを除く。) 【学校教育法第134条】
その他これらに類するもの	学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。
該当用途例	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安大学校、国土交通大学校、コンピューター学校、予備校、学習塾、自動車教習所
留 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法では、専修学校は、修業年限が1年以上で、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は、修業年限が1年以上(簡易に習得することができる技術、技芸等の家庭にあっては3箇月以上1年未満)であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館等は本項該当するものとして取り扱うが、独立性の高い施設は、本項ではなく、当該用途に供する防火対象物として取り扱うこと。 4 専修学校の種類には、専修学校、高等専修学校、各種専門学校がある。 5 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7に定める施設は本項に該当するものとして取り扱うこと。 6 自治研修所、鉄道学校、郵政研修所、電通学園、看護学校等は本項に該当するものとして取り扱うこと。 7 和洋裁、編物、調理師、料理、外国語、タイプ、建築、デザイン、鍼灸、自動車運転整備、経理、美理容、電気、電算機、進学予備、音楽等の学校は本項に該当するものとして取り扱うこと。 8 学習、そろばん、書道等の塾、三弦、民謡、音楽、スイミングスクール、活花、 	

茶道、着物着付け教室等で、個人教授的なもので学校の形態を有しないものは、本項ではなく、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。

※ 個人教授的で学校の形態を有しないものとは、次のいずれにも該当するものいう。

- (1) 専任の教職員が2人以下であること
- (2) 同時受講できる生徒数が40名未満であること。

(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場、専用駐輪場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室

□ (8)項	次に掲げるものをいう。	
図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 【図書館法（昭和25法律第118号）第2条】	
博物館 美術館	歴史、芸術、美術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 【博物館法（昭和26年法律第285号）第2条】	
その他 これらに 類するもの	図書館法で定める図書館又は博物館法で定める博物館以外のもので、図書館及び博物館と同等の性質を有するものをいう。 【図書館法第29条及び博物館法第31条】	
該当用途例	郷土館、資料館、視覚障害者情報提供施設、画廊	
留 意 事 項		
1 視覚障害者情報提供施設とは、無料又は低額な料金で、展示刊行物、視覚障害者用の録画物その他各種情報を記録したものであって、専ら視覚障害者の利用に供する施設をいう。（図書館のうち点字図書館に類するものに該当する。） 2 販売を前提とする画廊は、本項ではなく、(4)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
<u>閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納室、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、事務室</u>	

■ (9)項イ	公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下同じ。）第1条第1項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設であって、次に掲げるものをいう。	
蒸気浴場	蒸気浴を行う公衆浴場をいう。	
熱気浴場	電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。	
その他これらに類するもの	公衆浴場の施設として個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。	
該当用途例	ソープランド、サウナ浴場	
留 意 事 項		
<p>1 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親戚、友人等に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まないものであること。</p> <p>2 ソープランドとは、浴場業（公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該居室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。</p> <p>3 蒸気浴、熱気浴が用いられない公衆浴場は、(9)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、喫茶室、娯楽室、託児室、事務室	有料洗濯室

□ (9)項ロ	公衆浴場法第1条第1項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設であって、(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	
イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	
該当用途例	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	
留 意 事 項		
<p>1 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親戚、友人等に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まないものであること。</p> <p>2 スーパー銭湯、健康ランド、ラドンセンター等に設けられる飲食、理髪等のサービスを提供するものにあつては、独立性の高い部分として各々の用途に供する部分として、(10)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室、事務室	有料洗濯室、ゲームコーナー

□ (10)項	次に掲げるものをいう。	
車両の停車場	鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等であつて、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。	
船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等であつて、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
特になし		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、旅行案内所、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場	理容室、両替所

□ (11)項	次に掲げるものをいう。	
神社、寺院、教会 その他これらに類するもの	宗教上の礼拝を行い、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者の教化育成することを目的とする施設をいう。	
該当用途例	本殿、幣殿、拝殿、社務所、本堂、客殿、庫裏、礼拝堂、聖堂	
留 意 事 項		
<p>1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体の施設が該当するものであること。</p> <p>2 結婚式、披露宴、集会、法事、宴会を行う社務所、庫裏は、同一棟、別棟を問わず本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>3 前2において、結婚式、披露宴又は宴会のための常勤の従業員を有し、いわゆる営利企業としての結婚会館と同様の営利を常態としているもの又は檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者を対象として宴会等を行うものは独立性の高い施設として、(1)項口又は(3)項口に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>4 信者が祈祷、修行のため宿泊する部分は、同一棟、別棟にかかわらず、本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>5 前4において、旅館業法の適用を受けるものは(5)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。なお、おこもり料は宿泊料に該当しないものであること。</p> <p>6 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当するものとして取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(C) 密接な関係を有する部分
本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	専用駐車場、専用駐輪場、食堂、売店、喫茶室、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室

□ (12)項イ	機械又は道具等を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、装飾、仕上げ、仕立て、破壊又は解体等を行う施設をいう。	
工場	物の製造、加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。	
作業場	物の製造、加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。	
該当用途例	授産施設、宅配専門ピザ屋（店内で商品の受渡しを行わないものに限る。）、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
留 意 事 項		
<p>1 農家が個人的に使用する作業所は、個人の住居に準ずるものとして取り扱うこと。（危険物施設として許可を受けるものを除く。）</p> <p>2 同一構内にある知事の認可を受けた保育所は、(6)項ハ(3)に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>3 トラクターミナルの荷捌所は、本項に該当するものとして取り扱うこと。ただし、(14)項に掲げる防火対象物と同一棟であるものは、従属的な部分として取り扱うこと。</p> <p>4 店内で現金と引換えに商品の受渡しを行う宅配ピザ屋は、(4)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
作業室、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、託児室、診療室	

□ (12) 項ロ	次に掲げるものをいう。	
映画スタジオ テレビスタジオ	大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープ等を製作する施設をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
<p>1 公共放送事業施設内にあるテレビスタジオは、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>2 客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、(1)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、事務室、クローク、ラウンジ、喫茶室	

□ (13)項イ	次に掲げるものをいう。	
自動車車庫	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下同じ。）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。	
駐車場	<p>自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に自動車を停止させる施設をいう。</p> <p>【参考】駐車（道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第18号） 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。</p>	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第3号に規定する保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分と見なされる駐車場及び自動車車庫は、本項に該当しないものとして取り扱うこと。</p> <p>4 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に規定するもので、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条で定める次の総排気量又は定格出力を有するものをいう。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その排気量は0.125リットル以下、その他のものにあっては0.050リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあっては、0.60キロワット以下</p> <p>5 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車、トラクター等の農作業用自動車なども含むこと。</p> <p>6 未登録の自動車を保管しているものについては、本項に該当するが、商品として展示されている場合は、ショールームとして(4)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>7 前6において、トラクター倉庫、オートバイ倉庫等についても、同様に取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、事務室	

□ (13)項口	次に掲げるものをいう。	
飛行機・ 回転翼航空機の 格納庫	航空の用に供することができる飛行機・滑空機・飛行船・ヘリコプター等を格納する施設をいう。	
該当用途例	上記に掲げるもの	
留 意 事 項		
特になし		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場、専用駐輪場、事務室	

□ (14)項		
倉庫	物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供する施設をいう。	
留 意 事 項		
1 倉庫業法に定める倉庫以外のものも該当するものであること。 2 倉庫に併設された荷捌所は、倉庫に機能的に従属する用途部分とし、独立しているものは、作業場として(12)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、展示室	

□ (15)項	次に掲げるものをいう。	
前各号に該当しない事業場	(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業所であり、営利的事業・非営利的事業を問わず、事業活動の行われる施設をいう。	
該当用途例	官公庁、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティーセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、レンタルビデオ店、学童保育所、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、エステティックサロン、スイミングクラブ、テニスクラブ、スポーツクラブ、葬祭場	
留 意 事 項		
<p>1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいうこと。</p> <p>2 住宅は、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 研修所に設けられる研修のための宿泊室は、(5)項口に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>4 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有する体育館は本項に該当するが、観覧席を有するものは、(1)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>5 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>6 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は本項に該当するものとして取り扱うこと。</p> <p>7 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーデトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱うこと。</p> <p>8 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当するものとして取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）更衣室、控室	売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、診察室、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、図書室、談話室、集会室	展示室、展望施設

(16)項	複合用途防火対象物（同一棟で異なる2以上の用途のうちに、(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物のいずれかに用途に供される部分が2以上含まれているもの）をいう。	
■ (16)項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供される部分を含むものをいう。	
□ (16)項ロ	複合用途防火対象物のうち、その一部に(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供される部分を含まないものをいう。	
留 意 事 項		
<p>1 異なる2以上の用途であっても、主用途部分に機能的に従属する用途に供される部分と認められる場合は、主用途部分に従属するものとして(16)項に掲げる防火対象物には該当せず、単体用途の防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>2 政令別表第1中、同一項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途が同一の防火対象物に存するものにあつては、(16)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>		
(A) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
	(B) 勤務者、利用者の 利便に供される部分	(C) 密接な関係を 有する部分
(1)項から(15)項に掲げる防火対象物の用途ごとに判断し、合算すること。		

■ (16の2)項	次に掲げるものをいう。	
地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと、当該地下道とを合わせた施設をいう。	
留 意 事 項		
<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。</p>		

■ (16の3)項	次に掲げるものをいう。
準地下街	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの。（(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
留 意 事 項	
<p>1 準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。</p> <p>(2) 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものであること。</p> <p>(3) 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</p> <p>(4) 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。</p> <p>(5) 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（2 段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取扱わないものであること。</p>	

□(17) 項	次に掲げるものをいう。
重要文化財 重要有形民俗文化財 史跡 重要な文化財 重要美術品	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
留 意 事 項	
<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術的価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のために欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>4 史跡とは、貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財、及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。</p> <p>6 本項に該当するものは、建築物に限られるものではなく、建造物は土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>	

□ (18)項	次に掲げるものをいう。
延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ、雪よけのために路面上に相当区間に連続して設ける公益上必要な建築物又は工作物をいう。
留 意 事 項	
<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に該当しないものであること。</p> <p>2 延長距離は、屋根の中心線で測定するものであること。</p>	

□ (19)項	次に掲げるものをいう。
市町村長の指定する山林	市町村長の指定する山林をいう。
留 意 事 項	
山林とは、山岳山林に限らず、森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。	

□ (20)項	船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ被曳船その他の舟及び車両をいう。
舟	船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定が適用されない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。
車両	鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）、若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により消火器を設置することとされる車両をいう。
留 意 事 項	
<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 災害発生時のみ使用する救難用の船舶で、国又は地方公共団体の所有するもの。</p> <p>(2) 係船中の船舶。</p> <p>(3) 告示（昭和49年運輸省令告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶。</p> <p>2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。〔船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）〕</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室、旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>5 軌道法に基づく、軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>6 軌道法に基づく、無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条で定める消火器を備えなければならないものは、すべて車両であること。</p> <p>7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、空包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃性ガス又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除き、同条第2項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車を牽引する牽引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>	